

「消防法令における違反对象物に係る公表制度」
についてご意見をお寄せ下さい。

市民意見募集（パブリックコメント）

概 要

平成24年5月に広島県福山市において死者7人が発生したホテル火災などを踏まえ、消防法令に重大な違反のある防火対象物について、その対象物の名称や法令違反の内容等を利用者へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による適正な防火管理業務と消防用設備等の設置促進を目的として、違反对象物に係る公表制度を実施しようとするものです。

なお、公表制度の実施のため、伊佐湧水消防組合火災予防条例の一部改正も行う予定です。

意見の提出期限

平成29年9月1日（金）～平成29年9月30日（土）【当日消印有効】

意見の提出方法

ご意見は、別紙の用紙（任意の用紙でも結構です。）に住所、氏名、電話番号、条例の改正案に対する意見をご記入のうえ、消防本部 予防課 予防係にご持参いただくか、郵送、FAX、電子メールなどにより、ご提出ください。

提出先

（郵便） 〒895-2505 伊佐市大口目丸132番地の1
伊佐湧水消防組合 消防本部 予防課 予防係
（FAX） 0995-22-5294
（電子メール） yobou-okuchi@peace.ocn.ne.jp

意見の提出に際しての留意事項

- 1 対象となる方
 - (1) 伊佐市内、湧水町内に住所を有する方
 - (2) 伊佐市内、湧水町内に事務所又は事業所を有する方
 - (3) 伊佐市内、湧水町内に通勤・通学する方
- 2 意見提出時の記載事項

ご意見の提出にあたっては、住所、氏名（法人又は団体等の場合は、所在地及び法人名等）及び電話番号を必ず記載してください。また、住所が伊佐市外、湧水町外の場合は、伊佐市内、湧水町内に通勤、通学又は、事務所、事業所を有する旨を記載してください。
- 3 匿名によるご意見は受け付けできません。
- 4 電話や口頭によるご意見の提出は受け付けられませんので、文書で提出してください。
- 5 期限を過ぎて提出されたご意見はパブリックコメント手続きによる意見としての取扱いはできませんので、提出期限にご留意ください。

お寄せいただいた意見の取扱い

- 1 お寄せいただいたご意見につきましては、一覧表にまとめて、その概要とご意見に対する検討結果を伊佐湧水消防組合ホームページ等で公表いたします。

なお、提出された個々のご意見への回答につきましては、電話等での対応もいたします。
- 2 意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外（住所・氏名等）は公表いたしません。

お問い合わせ先

伊佐湧水消防組合 消防本部 予防課 予防係
電 話： 0995-22-0119
F A X： 0995-22-5294
電子メール： yobou-okuchi@peace.ocn.ne.jp

伊佐湧水消防組合火災予防条例一部改正の素案

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

第47条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれらに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続きは、規則で定める。

※ 今回の改正は、重大な消防法令違反に関する情報を早期に公表する制度を構築するものであり、この制度を実施するにあたり伊佐湧水消防組合火災予防条例の一部を改正することについて、市民の皆さんのご意見を募集するものです。

公表制度の目的

消防法令に重大な違反のある防火対象物について、その対象物の名称や法令違反の内容等を利用者へ公表することにより、利用者の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による適正な防火管理業務と消防用設備等の設置促進を目的としています。

公表の対象となる防火対象物

特定防火対象物（百貨店やホテルなどの不特定多数の人々が利用する建物や病院、社会福祉施設などの火災が発生した場合に人命危険性が高い建物等。）

特定防火対象物（消防法施行令別表第1）

(1) 項	イ	劇場、映画館等	(5) 項	イ	旅館、ホテル等
	ロ	公会堂、集会場		イ	病院、診療所等
(2) 項	イ	キャバレー等	(6) 項	ロ	特別養護老人ホーム等
	ロ	遊技場等		ハ	老人デイサービスセンター等
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗等		ニ	幼稚園等
(3) 項	ニ	カラオケボックス等	(9) 項	イ	特殊浴場
	イ	料理店等	(16) 項	イ	特定複合用途防火対象物（※1）
(4) 項	ロ	飲食店	(16の2) 項		地下街（※2）
		物品販売店舗等	(16の3) 項		準地下街（※2）

※1 上記表の(1) 項から(9) 項までに掲げる用途が含まれる建物です。

※2 現在、伊佐市内及び湧水町内に地下街又は準地下街に該当する施設はありません。

公表の対象となる違反内容

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置による設置義務違反

違反対象物の公表の方法

多くの方が情報を入手できるよう、次の方法を予定しています。

- ・伊佐湧水消防組合のホームページへの掲載
- ・伊佐湧水消防組合 消防本部予防課及び南消防署、菱刈分遣所、吉松分遣所での閲覧

※ 違反が是正されるまでの間、公表を行います。

公表する内容

公表する内容として、次の事項を予定しています。

- ・違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- ・違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）
- ・その他消防長が必要と認める事項

伊佐湧水消防組合火災予防条例一部改正の素案について

(ご意見欄)

【記入欄が不足する場合は、裏面にご記入ください。】

※住所・氏名・電話番号をご記入ください。

(住所) _____

(氏名) _____ (電話番号) _____

伊佐市外、湧水町外の方は、次のいずれかに○をつけてください。

(通勤 ・ 通学 ・ 事務所(事業所)を有している。)

【ご意見の提出期限】

平成29年9月1日(金)～平成29年9月30日(土) [当日消印有効]

【ご意見の提出先】

(郵便の場合) 〒895-2505 伊佐市大口目丸132番地の1

伊佐湧水消防組合 消防本部 予防課 予防係

(ファックスの場合) FAX: 0995-22-5294

(電子メールの場合) Eメール: yobou-okuchi@peace.ocn.ne.jp

(ご意見欄)

A large rectangular area with a solid border, containing 25 horizontal dashed lines for writing.